

独占禁止法審査手続についての懇談会（第 10 回）御中 平成 26 年 9 月 18 日
村上 政博

意見書その 1

行政調査・犯則調査・刑事捜査における供述聴取のあり方について、第 8 回懇談会の意見書および議論を補足して、文書で意見を申し述べたい。

行政調査、犯則調査、刑事捜査との差異

1 行政調査と刑事捜査

行政調査と刑事捜査とではその性格が大きく異なる。この点は、①録音録画や②審尋を実施することの是非やその必要性に関連する。

2 米国における刑事捜査の実務

米国では、大陪審（起訴陪審）での証人尋問によって証人尋問調書が作成される。刑事捜査の過程で、役職の下位の者に刑事免責を付与して供述させて、上位の者の責任を追及することも行われる。

この証人尋問においては偽証が判明すると偽証罪にあたる。現実に偽証罪で起訴されることも多く、被疑者は大陪審における証言で偽証する場合には偽証罪等で責任追及が行われることを覚悟せざるをえない。

また、違反会社による当該カルテルには実際には多数の従業員が関与している。刑事捜査である米国司法省のカルテル調査で、司法省は全ての関与従業員に対して刑事責任を問うわけでもなく、主犯格の従業員に対してのみ刑事責任を問う。

違反会社が司法省との間で司法取引によって違反を認めて罰金額に合意することは、自己の従業員（多数）がカルテルに関与しており、会社として刑事責任を認める意味する。

多くの事例では、その段階で各従業員の行為や責任は明らかになっておらず、刑事罰の対象となりうるとして特定された従業員がいわゆるカーブアウトにより刑事罰の候補者として指名される。それら候補者のうち、実際に起訴される従業員はさらに絞られる。

3 行政調査

行政調査において、当事会社がカルテルに参加した旨の証拠が収集できると、公取委は当該会社に対して排除措置、課徴金納付を命じることができる。必ずしも各従業員がどのような行為を行ったのかまで細かく認定する必要はない。

将来刑事罰を科す可能性のある違反会社の主犯格の従業員（被疑者）に対する違反事実に係る供述聴取のあり方が問題となる。

47 条 1 項 1 号は、「事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、又はこれらの者から

意見若しくは報告を徴すること」と規定する。そのうえで、94条（検査妨害等の罪）1号で、「第47条第1項第1号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者」者は、1年以下の懲役又は3百万円以下の罰金に処すると規定している。

このように、参考人である従業員が審尋で虚偽の陳述をした場合に、公取委は刑事告発を行い、それを受けて検察庁が当該従業員を起訴して刑事罰を科すことができる。実際には公取委および検察庁ともに発動することを想定しておらず、実際にもこれまで発動されたことはない。

47条及び94条は行政調査における日本独自の強制処分権限である。欧州各国で、行政調査で証人の召喚権、陳述を求める権利までは認めている場合でも、虚偽の陳述について刑事罰を科す規定は存在しない。

4 犯則調査

犯則調査は、刑事告発を目標とする行政調査である。犯則調査では供述聴取については、黙秘権の告知までは必要でないが、自己負罪拒否特権（黙秘権）の保障は及んでいる。

犯則調査における犯則嫌疑者または参考人への質問については任意の供述聴取のみが許されている。すなわち、刑事罰の制裁を担保としての（間接強制の下での）供述聴取は、不利益供述の強制として、自己負罪拒否特権に反して許されない。

ちなみに、公取委による刑事告発は、現実には会社名、従業員名を特定して行われているが、刑事告発は事件単位で具体的なカルテルごとに行われるものであって、当該カルテルを刑事告発するために、会社名、従業員名を特定することまでは必要でない。

5 刑事捜査

刑事捜査として、検察官は、刑事責任を問う可能性のある当該従業員を逮捕勾留して供述聴取（取調べ）を行うことができる。この場合に、特に、供述の任意性を確保するため録音、録画を行う必要が生じる。

刑事捜査として、検察官は、在宅で、刑事責任を問う可能性のある被疑者である従業員に対して任意ベースの供述聴取（取調べ）を行うことができる。

刑事捜査においては、在宅での任意の供述聴取、身柄拘束の上での供述聴取でも、虚偽の陳述に対して偽証罪（刑法169条）は適用されない。

法制審特別部会のとりまとめでは、①取調べの録音、録画は、一定の対象事件（裁判員、特捜案件）における逮捕勾留中の被疑者に対する供述聴取に限定し、②自己負罪拒否特権（黙秘権）を失わせて証言させる刑事免責は裁判所における証人尋問に限定している。

6 供述聴取のあり方

供述の任意性や審尋の是非は、刑事罰を科す可能性のある被疑者にあたる従業員に対し

て問題となる。

まず、供述聴取における弁護士立会いを認めると、任意性を確保するための録音、録画は不要である。

また、公取委が、行政調査において、将来刑事罰を科す可能性のある自然人である従業員に対して審尋を行い、虚偽の陳述をしたとして刑事罰を科して真実を陳述させる（自白させる）法則は、行政調査と刑事捜査の本質的な差異や犯則調査との整合性を考えると、妥当なものであるとはいえない。

経済界は、審尋を活用することではなく、自然人従業員に対する47条の審尋および94条の刑事罰規定という供述聴取における間接強制は、自己負罪拒否特権を認める憲法に違反するおそれがあるとしてその廃止を主張することが本筋である¹。

¹ むしろ、課徴金に対して裁量性を導入したうえで課徴金を法人事業者への制裁と明確に位置づけて47条の審尋と94条を廃止することと、刑事罰は自然人従業員に対する制裁と位置づけて事業者への制裁は課徴金に一本化するため95条の両罰規定を廃止することを主張するほうが、二重処罰の禁止問題の解決を重視してきた経済界の主張と論理的に一貫する。